

■ 薬機法

薬機法は、医薬品、医薬部外品、化粧品などの取扱いについて定めた法律です。こうした商品を製造・販売する際のルールや、表示・広告について規定しています。

お客様に商品を説明する際は、特に以下の点に注意してください。

× 商品の効果を話してはいけません

化粧品や栄養補助食品に、医薬品的な予防・治療効果があると誤解させるような表現は禁止されています。

例えば「アトピーが治った」「ガンに効いた」「シミ・そばかすが消える」といった表現を使用してはいけません。

なお、化粧品の効果については、配合成分によって裏付けられた範囲での表現が認められています。

× 効果を保証してはいけません

商品に論文や調査結果などの資料を添付することで、商品に科学的な保証があると思わせてはいけません。

成分の効能効果をあたかも商品の効能のように標ぼうしてはいけません。

使用前後の変化を写真や図で表すことも禁止されています。

■ エリナのルール

このほかにもさまざまなエリナのルールがあります。詳しくは『エリナインフォメーション』または『エリナ契約書面』を確認してください。